

「自然と文化科」規約

第1条（名称）

本科は、「自然と文化科」と称する。

9

第2条（目的）

本科は、認定NPO法人シニア自然大学校の研究部会として、本科の理念「自然の営みを理解し、人の活動を歴史的に捉え、人と自然の付き合い方を考察し、社会との連携を深める」ことを目的とする。

第3条（活動）

本科は、前条の活動理念を推進・達成するため、調査/研究・学習・社会貢献・その他の諸活動を行う。

第4条（科員）

本科は、認定NPO法人シニア自然大学校修了生で、活動理念及び趣旨に賛同し、所定の手続きを終えて入会した者を科員とする。

第5条（活動年度）

本科の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第6条（組織）

1. 本科に総会、幹事会および運営委員会を設ける。
2. 本科の運営を円滑に推進するため、次の役員を置く。

代表	: 1名
副代表	: 複数名
専任幹事	: 複数名
会計	: 1名
幹事	: 複数名
班長	: 複数名

役員の任期は、選任の日から翌々年の定例総会終結の日までとし、再任は妨げない。

但し、役員としての通算の任期は、最長延べ8年間とする。

3. 役員が任期満了前に退任し、退任した役員の後任として選任された役員の任期は、退任した役員の任期満了の時までとする。
4. 本科に若干名の顧問を置くことができる。顧問は、本科の在籍者で経験豊富な科員の内から代表が委嘱する。
5. 本科の会計を監査するため、科員の内から会計監査人を幹事会で選出する。

第7条（総会）

1. 総会は、全科員を構成員とする。
2. 総会は年1回、活動年度終了後速やかに定例総会を開催する。又、科員の5分の1以上から請求があったときおよび代表が必要と認めるときは、臨時総会を開催できる。
3. 総会において、代表は前年度の活動結果および収支状況を報告する。
4. 総会は、以下の事項について決議する。
 - 1) 代表、副代表、会計及び専任幹事の選任
 - 2) 規約の変更
 - 3) 本年度の活動計画および概略予算
 - 4) その他幹事会において重要と認め、付議された事項
5. 総会は、運営委員会の決議に基づき、代表が招集する。
6. 総会の招集通知は、会議の10日前までに書面または電子メール等で通知するものとする。
7. 総会の議長は、代表がこれにあたるが、代表に事故あるときは、副代表がこれに代わる。
8. 総会は、科員の過半数の出席をもって成立する。委任状による出席も出席とみなす。
9. 総会の決議は、出席した科員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
10. 総会の議事については、議事録を作成し、2年間保管しなければならない。議事録には、議長および出席した役員全員が署名または記名押印する。

第8条（幹事会）

1. 幹事会は、代表、副代表、幹事、会計、顧問及び第11条に規定する班長を構成員とする。
2. 幹事会は、代表が必要と認めたときに招集する。
3. 幹事会は、以下の事項について審議・議決するが、事項によっては総会に諮るものとする。
 - 1) 総会に付議すべき事項
 - 2) 本科の組織・運営体制の見直しに関する事項
 - 3) 会計監査人の選出に関する事項
 - 4) 委員会、班、同好会、作業部会の設置・変更
 - 5) 第16条に規定する細則の設定・変更
 - 6) その他、幹事会の構成員が、重要と判断して起案した事項
4. 幹事会の議決は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 幹事会の議長は、代表がこれにあたるが、代表に事故あるときは、副代表がこれに代わる。
6. 幹事会の議事については、議事録を作成する。

第9条（運営委員会）

1. 運営委員会は、代表、副代表、第10条に規定する専任幹事、会計、顧問を構成員とする。
2. 代表が必要と認めるときは、代表が指名する科員が、運営委員会に出席することができる。
3. 運営委員会は、代表が必要と認めたときに招集する。
4. 運営委員会は、以下の事項を審議・議決する。
 - 1) 総会、幹事に付議すべき事項
 - 2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
5. 運営委員会の議決は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
6. 運営委員会の議長は、代表がこれにあたるが、代表に事故あるときは、副代表がこれに代わる。
7. 運営委員会の議事については、議事録を作成する。

第10条（役員の職務）

1. 代表は、本科を代表しその活動を統括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、総会、幹事会および運営委員会の議決に基づき、本科の活動を執行する。
4. 会計は、第14条に規定する本科の会計業務を執行する。

第11条（委員会）

1. 本科の活動を推進するため、企画、調査、観察、社会貢献、広報および総務の委員会を置く。
2. 委員会は、全科員を構成員とし、科員は、いずれかの委員会に属する。
3. 委員会に幹事を置き、幹事の内1名を専任幹事とし、委員会の活動を取りまとめる。

第12条（班）

本科の活動を円滑に実施するため、複数の班を設け、各班に班長・副班長を置く。

第13条（同好会）

本科の活動とは別に本科の目的に沿った活動を行うため、同好会を設置することができる。但し、同好会の活動日は、本科の活動日以外の日とする。

第14条（作業部会）

本科の具体的な活動のため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

第15条（資金及び会計）

1. 本科の資金は、認定NPO法人シニア自然大学校本部からの還付金等で賄う。
2. 本科の運営に関する費用については、別に定める一定の基準により処理をする。
3. 活動年度終了後、会計監査人の監査を経て科員に対し決算報告を行う。

第16条（科員相互の連絡）

第3条の諸活動を円滑かつ効率的に推進するため、科員相互の連絡は電子メールによることとする。

第17条（その他）

1. 本規約に定めるもの以外に必要な事項があるときは、幹事会で協議・決定し、代表名で科員に通知する。
2. 第1項の幹事会の決定の内、必要ある事項について、細則を設けることができる。

附則

この規約は2025年3月21日から実施する。

以上

以下細則（1）～（8）については、ホームページを参照のこと

細則（1）班と班長の業務

細則（2）活動記録の作成

細則（3）旅費交通費規定

細則（4）日帰りバスツアー実施要領

細則（5）日帰りバスツアー参加申し込み後のキャンセルについて

細則（6）外部講師の宿泊代支払いについて

細則（7）現金取り扱い実施要領

細則（8）自然と文化科の代表候補の選出手続きについて

細則（9）班ならびに委員会の編成

細則（10）緊急連絡網